

(案)

第4次地域管理経営計画書

(上越森林計画区)

計画期間 自 平成23年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政を健全化し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

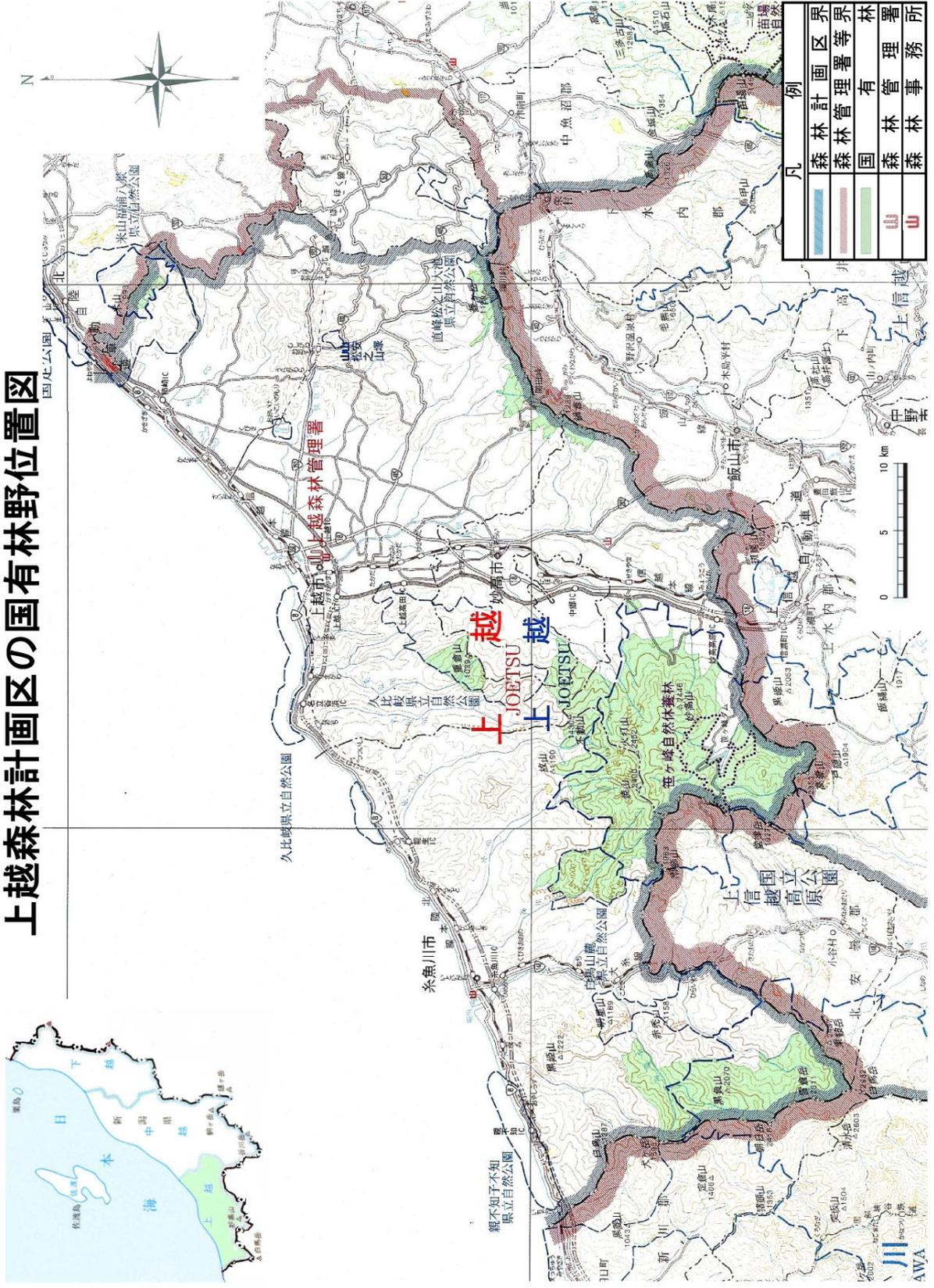
また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材需要構造の変化等に対応するため、平成18年9月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成20年12月には、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性保全を進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の上越森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、上越森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

上越森林計画区の国有林野位置図



目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
(1)	計画区の概況	1
(2)	国有林野の管理経営の現況・評価	2
ア	計画区内の国有林野の現況	2
イ	主要施策に関する評価	4
①	伐採量	4
②	更新量	4
③	保護林	5
④	レクリエーションの森	5
(3)	持続可能な森林経営の実施方向	6
ア	生物多様性の保全	6
イ	森林生態系の生産力の維持	7
ウ	森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ	土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ	地球的炭素循環への森林の寄与の維持	8
カ	社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	8
キ	森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	8
(4)	政策課題への対応	9
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
(1)	機能類型毎の管理経営の方向	10
ア	水土保持林における管理経営に関する事項	10
①	国土保全タイプ	11
②	水源かん養タイプ	11
イ	森林と人との共生林における管理経営に関する事項	11
①	自然維持タイプ	12
②	森林空間利用タイプ	12
ウ	資源の循環利用林における管理経営に関する事項	12
(2)	地域ごとの機能類型の方向	13
ア	東部地区	13
イ	中部地区	14
ウ	西部地区	15
3	流域管理システムの推進に必要な事項	16
4	主要事業の実施に関する事項	18
(1)	伐採総量	18
(2)	更新総量	18
(3)	保育総量	18
(4)	林道の開設及び改良の総量	18
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	19
1	巡視に関する事項	19

(1) 山火事防止等の森林保全管理	19
(2) 境界の保全管理	19
(3) 入林マナーの普及・啓発	19
2 森林病害虫の駆除又はそのまん延防止に関する事項	19
3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	19
(1) 保護林	20
ア 植物群落保護林	20
イ 特定動物性生息地保護林	21
4 その他必要な事項	21
III 林産物の供給に関する事項	22
1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	22
2 その他必要な事項	22
IV 国有林野の活用に関する事項	23
1 国有林野の活用の推進方針	23
2 国有林野の活用の具体的手法	23
3 その他必要な事項	24
V 国民参加による森林の整備に関する事項	25
1 国民参加の森林に関する事項	25
(1) ふれあいの森	25
(2) 遊々の森	25
(3) ミレニアムの森	26
(4) 多様な活動の森	26
2 分収林に関する事項	26
3 その他必要な事項	27
(1) 森林環境教育の推進	27
(2) 森林の整備・保全等への国民参加	27
VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	28
1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	28
(1) 林業技術の開発	28
(2) 林業技術の指導・普及	28
2 地域の振興に関する事項	28
森林の管理経営に関する指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、新潟県の西南部に位置する上越森林計画区*の国有林野 36 千 ha であり、当森林計画区の森林面積の 24% を占めている。

当計画区は、保倉川、関川、名立川、能生川、早川、姫川等の河川が北流し日本海に注いでおり、国有林野は支流を含めたこの源流部の重要な水源地帯に位置している。

林況*は、林地面積の 97% がブナやカンバ類などを主とする天然林、3% がスギやカラマツ主とする人工林である。

豊かな森林景観等を背景に、「上信越高原」、「中部山岳」各国立公園、佐渡弥彦米山国定公園、「白馬山麓」、「直峰松之山大池」「久比岐」各県立自然公園が指定されている。

また、水源かん養保安林*が国有林野面積の 83% に達し、上越地方の生活用水や農業用水などの水がめとして重要な役割を担っているほか、奥地山岳地帯については本格的な登山、都市近郊にあつては、登山、散策、スキー、森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

また、山岳地帯や東部の一部地域は急峻な地形から土砂流出防備保安林、保健保安林等に指定され、地域社会を守ると同時に地域住民のいこいの場としても利用されている。

木材加工業は、外材の輸入港でもある直江津港等があることから、外材主導型の林産業が展開されているが、国産材工場も規模が小さいものの多数操業している。また、特用林産物は木炭、きのこ類及び山菜等の生産加工が行われている。

*【上越森林計画区】

全国では 158 の森林計画区があり、新潟県では、上越、中越、下越、佐渡の 4 森林計画区に区画されています。

*【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 22 年 3 月 31 日時点）は、育成林が 3 千 ha（育成単層林* 1 千 ha、育成複層林* 3 千 ha）、天然生林*が 26 千 ha となっている。（図－1－1、図－1－2 参照）

主な樹種別の材積をみると針葉樹ではスギ 161 千 m³、カラマツ 57 千 m³、その他針葉樹が 109 千 m³、広葉樹ではブナ 1,040 千 m³、カンバ類 130 千 m³、ナラ類 121 千 m³、その他広葉樹が 1,246 千 m³となっている。（図－2 参照）

人工林について見ると、齢級構成では図－3 のとおりであり、間伐適期である 5 齢級から 9 齢級が 3 割を占める一方、高齢林（10 齢級以上）が 7 割となっている。

*【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

*【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

*【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図－1－1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）

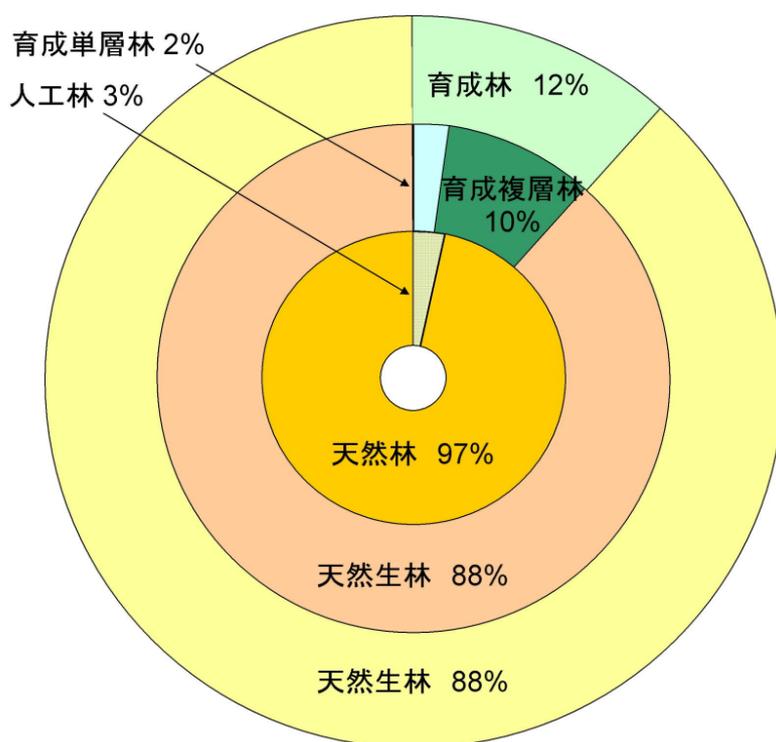


図-1-2 人工林、天然林の分布状況

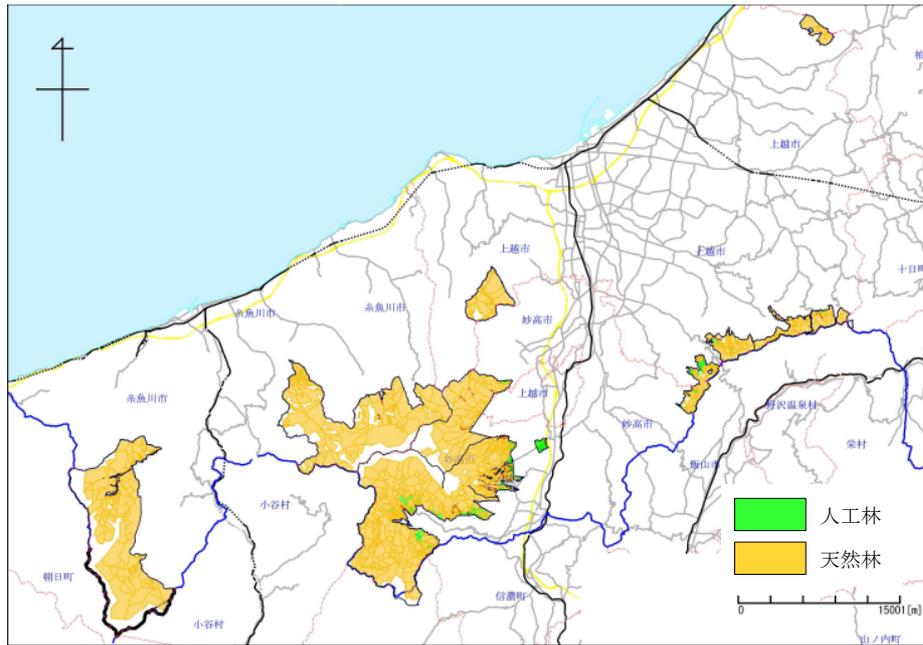
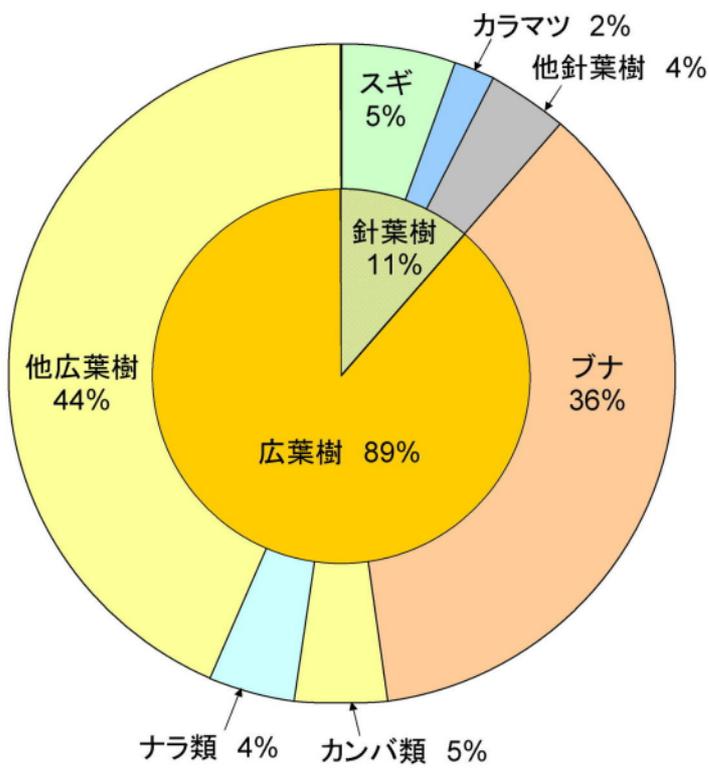
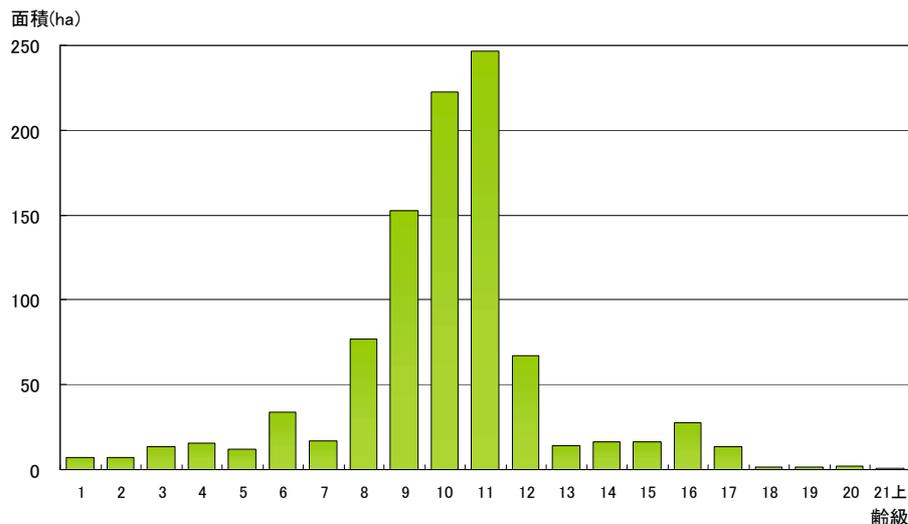


図-2 主な樹種構成 (材積比)



図－3 人工林の齢級*構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成18年度～平成22年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(平成22年度分は実行予定を計上した。)

① 伐採量

間伐*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行したが、これまで間伐を実施していない林分を優先したため、材積は計画より低位に止まった。

また、主伐*は、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐や複層伐を計画したが、優良材の実測増等により予定数量を上回ることとなった。

(単位：材積 m^3)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	3,702	26,663 (925ha)	4,593	24,172 (340ha)

注) 1. () は間伐面積であり、間伐には臨時伐採量を含む。
2. 前計画の臨時伐採量は間伐に含めた。

② 更新量

皆伐、複層伐箇所の新植による確実な更新*を図ったが、計画期間の後半に実行した主伐箇所の更新が次期計画に送られたことから、人工造林の計画面積が減少する結果となった。

*【齢級】

林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。
1 齢級は、1～5年、
2 齢級は、6～10年、
10 齢級は、46～50年などとなります。

*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木の間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

(単位：面積 ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	8	—	5.4	—

※【保護林】

P20 以降具体的に説明

※【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

③ 保護林*

全ての保護林について、現状を把握するためモニタリング調査を実施した。その結果、各保護林とも大きな変化はなく健全な状態を維持していることを確認した。

また、火打山周辺のハイマツ群落は、ライチョウ生息地の北限であり、特に重要な地域であるため、平成20年度に「火山周辺ライチョウ特定動物生息地保護林」を設定した。

(単位：面積 ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
植物群落保護林	1	115	1	115
特定動物生息地	1	975	2	1,802
計	2	1,090	3	1,917

④ レクリエーションの森*

笹ヶ峰自然休養林は、大部分がブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林で構成され、優れた自然景観を維持しており、森林浴やハイキングに利用されている。平成20年度には、ミズバショウ群落など、湿性植物が広範囲に自生し、自然探勝、ハイキング等を通じて、森林の癒しにふれあえる場としての活用を推進するため、既設自然休養林の区域を拡張した。また、笹ヶ峰、妙高高原、夢見平等には、安全で歩きやすい遊歩道を整備しており、「森林セラピーロード」に認定されている。

鏡池森林スポーツ林は、谷内川の落ち込みにある湖水を中心とした区域で、ミズナラ、ヤナギ、サワグルミ等の天然広葉樹林が良好な景観を維持しており、鏡池を中心としてキャンプ、森林浴等に利用されている。

妙高山・菱ヶ岳・赤倉山地区にある野外スポーツ地域は、積雪量が多く雪質も良好であり、地形も起伏に富んでいるためスキー場が設けられ、多くの人々に利用されている。

また、妙高山は5月から11月にかけて、登山、ハイキング、自然観察等に利用されている。

特に、菱ヶ岳の西面一帯では、ブナ、ミズナラ等の広葉樹

※【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

林帯を有し、不動沢溪谷には、不動滝、火炎岩等の巨岩類が特異な自然景観を形成しているため、自然観察教育林に設定している。

(単位：面積 ha)

レクリエーション の 森 の 種 類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
自然観察教育林	1	94	1	94
森林スポーツ林	1	19	1	19
風致探勝林	1	43	1	43
野外スポーツ林	3	1,400	3	1,399
自然休養林	2	1,727	2	2,201
その他レクの森施設敷	4	(0.27)	4	(0.27)
計	12	3,282	12	3,755

注) 四捨五入の関係で計が一致しない。

(3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス*に属しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全*

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(利根川上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 保護林の保全
- ・ イヌワシ等希少猛禽類の生息域での森林施業等の配慮

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

イ 森林生態系^{*}の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の積極的な間伐を推進
- ・ 主伐後の的確な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な伐採
- ・ 森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視
- ・ 森林病害虫獣の早期発見のための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養^{*}等のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる機会の縮小や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により、経常伐期と比べて皆伐による裸地状態が減少
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の確実な更新
- ・ 下層植生の発達を促すため間伐を推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

^{*}【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

^{*}【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 森林づくり活動へのフィールド提供
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」^{*}の設置や計画策定に当たって地域住民等からの意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP^{*}等の充実による情報発信
- ・ 保護林のモニタリングや森林調査の着実な実施

^{*}【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。
モニターは公募により選定。

^{*}【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 糸魚川市：4箇所(の)の(の)溪間工・山腹工を計画 妙高市：8箇所(の)の(の)溪間工・山腹工、175haの森林整備を計画 上越市：1箇所(の)の(の)溪間工・山腹工の設置、63haの森林整備を計画</p> <p>【水土保全機能の維持】 水土保全林の育成林約1,200haのうち約200haで森林整備(間伐)を計画</p>
共 生	<p>【生活環境保全】 森林と人との共生林の育成林約2,100haのうち約300haの森林整備(間伐)を計画</p> <p>【ふれあい】 学校、自治体等と連携した森林環境教育を実施</p>
循 環	<p>【木材の供給】 分収林の主伐、積極的な間伐に伴う木材の供給を計画</p>
地球温暖化 防 止	<p>育成林約3,300haのうち約500haの間伐を計画。天然生林*約32,200haのうち98%にあたる31,500haを保安林として保全</p>

*【本項に係る天然生林】
左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、当計画区の特徴を活かし、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

なお、森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりイヌワシ、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息、生育が確認された地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点又は施業等を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、よりの確な保全策を講ずることとする。

ア 水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備および国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保全林については、次のとおり国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保全林 14,038ha（国土保全タイプ 8,234ha、水源かん養タイプ 5,804ha）としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、砂防施設用地として国土交通省への所管換*や、レクリエーションの森の拡張に伴い、

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

*【所管換】

各省各庁の間において国有財産の所管を移すことです。

森林と人との共生林（空間利用タイプ）に見直したことによるものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林若しくは、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

水土保持林の面積

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	8,114	5,445	13,559

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 21,522ha（自然維持タイプ 16,942ha、森林空間利用タイプ 4,580ha）としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、前述のとおりレクリエーションの森を拡張したことに伴い、水土保持林から森林と人との共生林に見直したことによるものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。なお、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
面積	16,942	1,917	5,052	3,752	21,995

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 13ha としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは雪害を受け契約解除した分収林について、森林の有する機能を再評価した結果、資源の循環利用林から水土保持林に見直したことによるものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林の面積

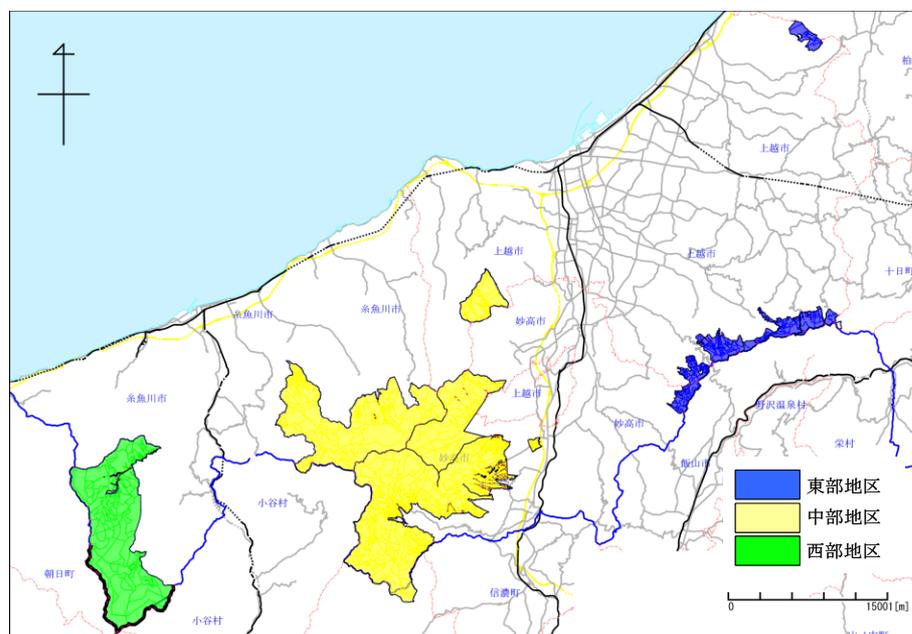
(単位：ha)

区分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面積	9	—	9

(2) 地域ごとの機能類型の方向

計画区は、図－４のとおり東部地区、中部地区、西部地区の3地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

図－４ 上越森林計画区の地区別図



ア 東部地区 (68～70, 72～86 林班)

当地区は、長野県と接する関田山脈の菱ヶ岳 (1,129m)、黒倉山 (1,242m) 等と最北部の米山 (993m) の北西斜面 ひし だけ くろくらやま よねやま に位置する約3千haの森林地域である。

- ① 本地区の上部は、ブナ、ミズナラ等の天然林が主体であり、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定され、下流域の良質な水源地となっているため、主に水土保持林(水源かん養タイプ)に区分し、水源かん養の機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。また一部の地域は、地形、地質等の条件から地すべり地形が見られるため、水土保持林(国土保全タイプ)に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 菱ヶ岳周辺は、直峰・松之山・大池県立自然公園に指定され、良好な自然環境を利用して自然観察及び野外スポーツ等の場として期待されていることから、主に森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)に区分し、保健文化機能の維持の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

- ③ 佐渡・弥彦・米山国定公園に指定されている米山地区は、豊かな自然を有するため、全域を森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

イ 中部地区（1～67、87～99、114、115 林班）

本地区は、富士火山帯の北部に位置する妙高山（2,454m）を中心に、^{ひうちやま}火打山（2,462m）、^{やけやま}焼山（2,400m）、^{てんぐはらやま}天狗原山（2,197m）、及び^{たかつまやま}高妻山（1,927m）等の連なる山岳地域と、矢代川上流に位置する地域で構成され、標高310m以上の火山地形に位置する約24千haの森林であり、ブナ、ミズナラ、カンバ類等を中心とした天然林が大半を占めている。

- ① 妙高山から天狗原山にかけての高標高の地域は、上信越高原国立公園の特別保護地区に指定されている。また、裏金山から雷鳥平にかけて連なる稜線に広がるハイマツ群落及び高山植物帯では、ライチョウの生息が確認されており、特に火打山はライチョウ生息地の北限として極めて重要であることから、「火打山周辺ライチョウ特定動物生息地保護林」に設定している。このため、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 妙高山の東麓部、及び関川の最上流に位置する地域は、地形、気象等の自然条件から森林空間を利用したスキー場及び自然休養林があるため、主に森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、保健文化機能の維持の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ③ 関川源流部の笹ヶ峰ダム（乙見湖）に注ぐニグロ川周辺地域は、高田平野の重要な水源地であることから、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養の機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ④ 早川上流域は、過去に土砂等の流出による大きな災害が発生したことがあるため、主に水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 西部地区 (100～113 林班)

本地区は、富山県、長野県と接した飛騨山脈の白馬岳(2,963 m)から三国境を経て、北に雪倉岳(2,611 m)、朝日岳(2,418 m)、犬ヶ岳(1,593 m)の諸峰と北東に至る小蓮華山(2,769 m)、乗鞍岳(2,769 m)の両支脈に囲まれた区域の森林で、標高 300 m 以上に位置する約 8 千 ha の地域である。

- ① 富山県及び長野県と接する稜線付近の中部山岳国立公園に指定されている区域には、貴重な動植物の保護を図ることを目的とした「犬ヶ岳ホンシャクナゲ植物群落保護林」及び「蓮華ライチョウ特定動物生息地保護林」に設定している。このため、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 姫川の支流の小滝川流域は、過去に土砂等の流出による大きな災害が発生したことがあるため、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

1 流域管理システム^{*}の推進に必要な事項

当流域は、新潟県の南西部に位置し国内有数の豪雪地帯であるため、人工林面積、木材生産量ともに少ない。妙高山周辺は、国内有数のスキーエリアとなっているほか、登山、自然探勝など森林を利用したレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。

このような中で国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林関係者が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

また、これまで国有林は、越後杉ブランド材の普及促進、木材の安定供給、間伐材の利用促進、体験林業、森林環境教育、生物多様性保全活動等に取り組んできたところであるが、今後さらに流域管理システムの推進に向けて、引き続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組むこととする。

(1) 流域ニーズの的確な把握

県、市、上越流域森林・林業活性化推進会議、林業関係機関、団体等との連携を深め、課題や要請を的確に把握するとともに、流域における越後杉ブランド材の利用促進、木材の安定供給、間伐材の利用促進、治山事業の推進等を行いつつ、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

体験活動等を希望する一般市民、各種団体等には、フィールドを提供し体験林業、ボランティア活動等を通じて、技術援助や森林・林業に関する情報提供等、国有林のPRに努めることとする。

また、国有林野における管理経営や技術について国民にわかりやすく提示するとともに、ホームページに掲載し情報提供する。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林・国有林関係者が連携して森林施業を推進する団地の設定に向けた取組を推進することとする。

特に、間伐の推進については、森林の二酸化炭素吸収源対策の観点からも急務となっているため、引き続き治山工事、林道工事への間伐材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等に間伐材利用のPRに努めることとする。

【流域管理システム】

日本の森林は流域を単位として158に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備、森林作りや林業、木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」が進められています。

(4) 下流域との連携

地元市、県出先機関、上越流域森林・林業活性化推進会議、民有林関係機関、ボランティア団体等との緊密な連携・協力の下で森林環境教育の推進、森林の有する多面的機能のPR、地域材利用促進等に努めることとする。

また、笹ヶ峰自然休養林管理運営協議会等と連携して、自然休養林の利用・整備を促進するとともに、環境省等と連携して妙高高原地域の生物多様性の保全に取り組むこととする。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量^{*} (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	563	29,952 (533)	32,015 《1,500》

- 注) 1. ()は、間伐面積(ha)
 2. 計欄の《 》は、臨時伐採量^{*}(m³)で内書き
 3. 計は主伐、間伐を合わせたものである

(2) 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	8	—	8

(3) 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	33	8	18

(4) 林道^{*}の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
計	—	—	6	2,300

^{*}【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

^{*}【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

^{*}【林道】

木材を主とする林産物の搬出、林業経営に必要な資材の運搬、森林の保護管理、巡視等に使用する森林内を通る道路です。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、春季に林内が乾燥し、山菜採りや登山者等の入り込み者が多くなることから、山火事発生危険が増大する。

また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、早期発見や未然防止が必要である。加えて、減少傾向にはあるが、依然として高山植物等の盗採も見られる。

このため、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、山火事及び廃棄物不法投棄の防止の宣伝、啓発活動を行い、国民共通の財産であるとともに、地域の人たちの生活空間としての役割を持つ国有林野の森林保全巡視を強化し、山火事、廃棄物の不法投棄防止、貴重な高山植物等の保護等森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、海岸よりの米山地区から中山間部を経て、長野、富山県境に至る急峻な地形である山岳部に位置している。

これらの大部分は、明治から未整備の境界であるが、多雪地帯であることに加え、地すべり地などもあり、境界標識が不明となりやすいため、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

近年、国有林野への入林者は、登山、トレッキングや森林との積極的なふれあいを志向して年々増加傾向にある。このことに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっている。

このため、地元自治体、観光協会、登山愛好者等のボランティアグループと連携を図り、森林に入る場合のマナーの啓発・普及に努め、ゴミの持ち帰りを通じて、自然を守ろうとする意識の醸成を図ることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

カシノナガキクイムシによるナラ類の集団枯損が発生しているため、民有林行政とも連携し、効果的な防除策を確立する。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では、3箇所、約2千haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を実施しているところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
植物群落保護林	1	115
特定動物生息地保護林	2	1,802
計	3	1,917

ア 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。

- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

イ 特定動物生息地保護林

特定の動物の繁殖地、生息等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。

- ① 保護を図るべき動物の生態的特性に応じた生息環境を維持するために必要な場合に限り、伐採を行うことができるものとする。
- ② この場合、保護の対象とする動物の繁殖時期を避けることとする。

4 その他必要な事項

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は、そのほとんどを公益林^{*}が占めている中で、国有林材の供給については、需要・販路の拡大を図るとともに、計画的・安定的な供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給について情報交換を進めることを通じ、河川・砂防、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。

^{*}【公益林】

水源かん養や国土保全等、木材生産以外の機能を有する森林の総称です。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の東部地区の関田山脈や中部地区の妙高山系は、冬期の豊富な積雪量と起伏に富んだ地形を活かしたスキー場、登山・ハイキング等のレクリエーション等保健休養林の場として、多くの人々に利用されており、地域産業・経済に重要な役割を果たしている。特に妙高山の東麓には、多くのスキー場が設置されており、周辺の赤倉、関、燕等の温泉地と連携し、地域が一体となり観光産業に取り組んでいる。また、小蓮華山を中心とした西部地区は、蓮華温泉や登山・ハイキング等の利用が多い。

今後も、スキー等の野外スポーツに適した地域については、民間事業者等の活力を活用しつつ、レクリエーション施設の整備、充実を図り、自然環境との調整を必要とする笹ヶ峰、蓮華温泉周辺等については、森林の有する効用を活かして健康の維持増進、心身のリフレッシュに貢献する施設の整備に努めることとする。

特に、自然休養林については、国民が気軽に森林や自然とふれあう拠点として地方公共団体等と連携して、自然環境や安全性に配慮した施設の設置等、フィールドの整備を推進するとともに森林の修景伐等に努め、看板類の充実、パンフレット等各種情報伝達手段の活用を通じて、花、植物、紅葉等四季折々の見所等の情報提供に努めることとする。

なお、国有林野の活用にあたっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) きのこと、山菜等の産物採取一共用林野契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等一収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (5) スキー場等レクリエーション利用一使用許可等

* 【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。

利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の各市等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売却情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努めることとする。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

当計画区は、山岳、温泉等の豊かな自然環境と観光資源に恵まれ、豊富な積雪量からスキー場が多く設置されるなど、観光・レジャー産業等も盛んで、人の入り込みが多い地域である。また、上越市が体験の森や自然観察の森の整備を進めるなど、市民と森林との関わりが強い地域でもある。

(1) ふれあいの森

森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したいという要望に積極的に応えるため、国民による自発的な森林整備活動の場として上越市と協定を締結した「ふれあいの森」を設定しており、上越市が地元からボランティアを募集して、散策道の整備、自然観察会、森林整備体験、動植物調査を実施している。これらの活動を支援し、技術的助言や情報提供に努めることとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
ふれあいの森	鏡池 ふれあいの森	44.12	114 ち ₁ 、ち ₃ 、ち ₄

*【ふれあいの森】

国民が自主的に参加し、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれら活動と一体となって実施する森林・林業荷関する理解の増進に資する活動の場を提供する制度です。

(2) 遊々の森

国有林野を活用し体験活動を実施する「遊々の森」*として、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家と協定を締結した「妙高遊々の森」を設定している。同機構は、この遊々の森を地元及び他県の学校等に、整備、自然観察等の体験活動の場として有効に活用していることから、引き続き、フィールド及び情報等を提供することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
遊々の森	妙高 遊々の森	455.02	22 よ ₁ ～よ ₃ 、そ～う ₂ 24 い ₁ ～み ₃ 57 ろ～ぬ、る ₂ 、る ₃ 、 よ～れ 64 ろ ₁ ～に、へ ₁ ～へ ₈

*【遊々の森】

学校等において森林環境教育の推進のため、国有林野で継続的に体験活動が出来る場を提供する制度です。

(3) ミレニアムの森

乙見湖に流れ込む真川沿いの笹ヶ峰自然休養林内に、西暦2,000年を記念した「ミレニアムの森」を設定し、一般公募の参加者による記念植樹等を行っており、今後は、保育等の森林整備活動等を行っていくこととする。

名 称	面 積 (ha)	所 在 市町村	位置 (林小班)
ミレニアムの森	2.17	妙高市	45 い ₂

(4) 多様な活動の森

長野・新潟両県にまたがる関田山脈においては、自然豊かな里山のトレッキングや地元の人達との交流、環境・健康に対する意識の高揚、及び山村地域の連携・活性化等に寄与することを目的として「信越トレイル」としてとあまみずやま天水山とおおひらみね大平峰及びひらまる平丸峠を結ぶ登山道が整備されており、このうち国有林部分については、NPO 法人信越トレイルクラブが森林管理署と協定を締結して、管理・整備することとする。

協定の種類	名 称	所 在 市町村	位置 (林小班)
多様な活動の森	関田トレイル	上越市	72 ろ 73 へ 74 る ₂ 78 ら 79 ろ 80 へ ₂ 81 そ ₁ 、そ ₂ 83 ら
		妙高市	85 こ、か

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署に設定されている各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、施業指標林^{*}、各種試験地等の展示等を通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、一般国民への森林・林業に関する知識の普及に当たっては、間伐をはじめとする森林施業の大切さを PR するわかりやすい展示林^{*}の設定及び看板の充実等を検討するとともに、可能なものについては、実施することとする。

中部地区の五万戸国有林では、「美しい森づくり推進国民運動」の推進を図ることを目的として、民有林における間伐等の森林整備を促進するモデルとしてスギ人工林における列状間伐箇所を展示林^{*}に設定し、普及に努めることとする。

これら林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の森林の有効活用や未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

^{*}【施業指標林】

積極的に推進すべき施業や新たに開発された技術を取り入れている林分で、施業の推進や技術の普及を図るための指標としている林分。

^{*}【展示林】

模範的な施業を行った林分等のうち、長期的に存置し、国民各層への森林施業についての広報等に利用するための林分。